

令和7年度 鶯塚公民館運営審議会次第

令和7年4月15日（火）午後7時～
鶯塚公民館 2階 ホール

市民憲章唱和

1 あいさつ

2 公民館の概要および運営審議会委員の委嘱について（3～4ページ）

3 副会長の指名について

4 協議事項

（1）令和7年度鶯塚公民館事業計画（案）について（5～7ページ）

5 その他

碧 南 市 民 憲 章

衣浦港を門戸として、広く世界に目を開き、あたたかく明るい郷土「碧南」をつくるため、わたくしたちは自治の約束として、この憲章を掲げます。

1 安心して住める町に
いのちを大切にし、
すこやかな毎日をおくります。

1 活気ある町に
元気で働き、
豊かな家庭を築きます。

1 あたたかい心の町に
話し合いの輪をひろげ、
なごやかな社会をつくります。

1 きれいな水と青い空の町に
自然をだいじにし、
美しい郷土をつくります。

1 清新的文化の町に
若い力を育て、
文化と教養のまちをつくります。

令和7年度 碧南市立鷺塚公民館運営審議会委員名簿

◎印は会長、※印は新委員

任期(1年) 令和7年4月1日～令和8年3月31日

氏名	役職名	選出基準	備考
◎神谷 享	地区連絡委員代表 (鷺塚町町内会長)	地域の活動を行う者	※
川口 光郎	地区連絡委員代表 (池下照光町町内会長)	地域の活動を行う者	※
金原 重徳	地区連絡委員代表 (西部連合町内会代表町内会長)	地域の活動を行う者	※
吉川 辰夫	地区連絡委員代表 (鷺塚住宅自治会会长)	地域の活動を行う者	※
岡本 倫明	鷺塚小学校PTA副会長	学校教育の関係者	※
手嶋 美保子	東中学校PTA会計	学校教育の関係者	※
伊藤 勝己	老人クラブ代表 (神友会会长)	地域の活動を行う者	
中根 潮美	民生児童委員代表	地域の活動を行う者	
山田 博一	青少年育成推進員代表	社会教育の関係者	※
岡部 美沙	青少年育成推進員代表	社会教育の関係者	※
関山 秀幸	わしつこ子ども会会长	家庭教育の向上に資する活動を行う者	※
倉田 恵理子	利用者団体代表 (リフォームの会)	地域の活動を行う者	
榎原 節子	スポーツ推進委員代表	社会教育の関係者	
石原 博文	鷺塚小学校長	学校教育の関係者	※
石原 竹春	東中学校長	学校教育の関係者	※

社会教育法（抜粋：公民館運営審議会委員に関する部分）

第五章 公民館

（目的）

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の事業）

第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。

但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

- 1 定期講座を開設すること。
- 2 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 3 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 4 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 5 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 6 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

（公民館運営審議会）

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

- 2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあっては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

- 2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参照するものとする。

碧南市立公民館の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（審議会）

第4条 法第29条第1項の規定により別表に掲げる公民館ごとに当該公民館の名称を冠した公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会の委員）

第5条 審議会の委員は、15人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者
- (5) 地域の活動を行う者

3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（審議会の会長及び副会長）

第6条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は教育委員会が任命し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

（審議会の会議）

第7条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（委員の報酬及び費用弁償）

第8条 委員の報酬その他職務を行うために要する費用の弁償については、別に条例で定める。

令和7年度鷺塚公民館事業計画（案）について

（1）自主事業

開催事業名	対象者	開催月日	会場
昔のあそびあれこれ	親子	6月29日（日）	鷺塚小学校
各地区夏祭り等	地区民	7月下旬 8月中旬 8月中旬 8月中旬	鷺塚住宅（鷺塚住宅地内） 東町（鷺塚天満社） 西部（荒子神明社） 神有（神有区民館）
鷺塚住宅自治会 親子ふれ あいレクリエーション	住宅住民	10月 予定	未定
東町内会運動会 西部連合町内会グラウンド ゴルフ大会 神有区グラウンドゴルフ大 会	地区民	10月 予定	水源公園 荒子神明社 東中学校
ふれあいレクリエーション 大会	地区民	11月 2日（日）	東中学校 (体育館・柔剣道場・卓球 場等)
新春文化祭	保育園・小学校 中学校・地区民	12月31日～1 月（地区により定 める）	東町内会館 西部区民館 神有区民館 鷺塚住宅集会場
うきうき社会見学	小学生と親	1月25日（日）	未定

（2）文化教室

教室名	開催日	曜日	回数	対象者	定員
似顔絵教室	5／13～7／8	火	5	一般	10人
日本茶教室	6／18～7／2	水	3	一般	10人

※秋の文化教室については2講座を予定

（3）高齢者教室

学習内容	開催日	曜日	会 場、講 師
すこやか健康講座 (補聴器について)	5月23日	金	公民館ホール 碧南市医師会、碧南市高齢介護課
歴史講座 (水野忠重による水野家の復興)	6月27日	金	公民館ホール 佛教大学鷹陵史学会会員 林口宏 氏
終活講座（相続について）	9月26日	金	公民館ホール 税理士（N P O 法人よりそいの会）

市長講話	10月17日	金	公民館ホール 碧南市長 小池友妃子
社会見学	11月14日	金	未定

(4) 子ども居場所づくり事業

事業内容	開催日	曜日	会 場
夏休みポスター教室	7/26、27	土、日	公民館研修室
親子クッキング教室	12月予定	未定	公民館研修室

(5) 公民館ロビー展示

公民館利用団体等の作品を毎月入れ替わりで1階ロビー壁面及びガラスケースにて展示。

(6) 花壇の植栽

地区の花ボランティアにより公民館前の花壇に植栽をする。春と秋に植替えを実施する予定。

令和7年度鷺塚公民館事業計画(参考)

月	会議	公民館自主事業	青少年育成鷺塚地区推進委員会	高齢者教室
4	15日(火)公民館運営審議会 22日(火)青少年育成推進委員会	1日(火)～春の文化教室受講受付 5日(土) 落語会		
5	13日(火)昔のあそびあれこれ役員会 21日(水)昔のあそびあれこれ実行委員会	13日(火)～春の文化教室開始(似顔絵) 下旬 花の植え替え作業		23日(金)第1回 すこやか健康講座
6		1日(日) 公民館報発行(第64号) 18日(水)～春の文化教室開始(日本茶) 29日(日) 昔のあそびあれこれ	1日(日)青少年たより発行(120号) 29日(日) 昔のあそびあれこれ	27日(金)第2回 歴史講座
7		26日(土)27日(日)夏休みポスター教室		
8		1日(金)～秋の文化教室受講受付 各地区夏祭り等	2日(土) 「元気ッス！へきなん」参加 13日(水) 夏の愛のパトロール	
9	9日(火) ふれあいレクリエーション大会 役員会 24日(水) ふれあいレクリエーション大会 実行委員会			26日(金)第3回 終活講座
10		各町内会、自治会運動会等		17日(金)第4回 市長講話
11		2日(日)ふれあいレクリエーション大会 上旬 花の植え替え作業	2日(日)ふれあいレクリエーション大会 30日(日) 花いっぱい運動	14日(金)第5回 社会見学
12		親子クッキング教室 31日(水)～ 各地区 新春文化祭(展)	13日(土)きらきらウォーク 31日(水) 年末年始愛のパトロール	
1			25日(日)うきうき社会見学	
2	13日(金) 青少年育成推進委員会			
3			青少年たより発行(121号) 中旬 青少年育成推進員引き継ぎ会	